

談合情報対応マニュアル

施行 平成14年 4月 1日

第1 一般原則

1 情報の確認及び報告

入札に付そうとし、又は入札に付した工事等について入札談合に関する情報（以下「情報」という。）があった場合は、当該情報の提供者の氏名、住所、職業等を確認し、速やかに岐南町指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ通報するものとする。

事務局は、情報に係る通報を受けたときは、速やかに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

2 調査の必要性の検討

委員長は、1により報告を受けた場合は、委員会を招集し、情報の信憑性、当該入札に対する対応について審議するものとする。

3 公正取引委員会への通報

委員会において第2以下の手続きによることとした情報については、公正取引委員会へ談合情報報告書（様式第1号）により報告するものとする。

4 報道機関への対応

報道機関から情報に関する取材があった場合には、原則として契約課長が対応するものとする。

第2 具体的対応

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

委員会が調査に値すると認めた場合は、(2)以下の措置を取るものとする。

イ 調査に値しない場合

委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、担当部長は、下記の措置を取るものとする。

- ・入札に際し、すべての入札参加者から誓約書（様式第2号の1）を提出させる。
- ・入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の警告をした後に入札を行う。

(2) 公正取引委員会への通報

総務部長は、(1)において調査に値すると認められた情報について、公正取引委員会へ通報するものとする。

(3) 事情聴取

事務局、工事担当部長その他関係職員は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うものとする。

事情聴取は、入札執行前に行うものとする。この場合において、必要があるときは、入札執行日時を繰下げた上で、事情聴取を行う。

総務部長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書（様式第3号）を作成し、当該書面の写しを、公正取引委員会へ送付する。

(4) 委員会に対する報告

担当部長は、事情聴取終了後、その結果を委員会へ報告する。

委員会は、庶務及び担当部長の事情聴取結果に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

(5) 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会が談合の事実があったと認めた場合には、総務部長は、入札の執行を取りやめ、その旨を公正取引委員会に通知する。

当該入札に係る指名については、すべて取り消すものとし、あらためて、当該入札について指名された者以外の者を指名するものとする。

(6) 談合の事実があったと認められない場合の対応

委員会が談合の事実があったと認めた場合以外の場合には、総務部長は、次ぎに掲げる措置を取るものとする。

- ・次の手順により入札手続きを開始する。

①事情聴取等の内容、その他の事情を勘案し、現状のまま入札を行うか、くじによ

- り入札参加者を減じるか、若しくは指名替えを行うか、又はその他の方法をとるかを委員会に諮って決定するものとする。
- ②くじを実施することを選択した場合は、あらかじめくじ引きを行う前に、入札参加者全員に入札書、積算内訳書、委任状等を提出させた上でくじを引く順番を抽選で決定し、その順番でくじ引きを行い、一定の数に入札参加者を減じて入札を実施するものとする。
- ただし、くじに外れ、入札に参加できなかった者は、指名を取り消されたものとみなす。
- ア 第1回の入札に際し、入札参加者に一定の場合における契約の取り止めの確認並びに誓約書(様式第2号の1)及び工事費内訳書を提出させた後、開札を行う。
- イ 開札の結果、情報と異なった結果となった場合には契約を締結し、情報どおりの結果となった場合には契約を保留するものとする。
- ウ 契約を保留した場合、積算担当者は、工事費内訳書を点検し、必要に応じ、事情聴取を行うものとする。
- エ 積算担当者は、工事費内訳書点検結果を事情聴取結果と併せて委員会へ報告する。
- 委員会は、積算担当者の事情聴取結果及び工事費内訳書点検結果に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。
- オ 談合の事実があったと認められる場合の対応
- 委員会が談合の事実があったと認めた場合には、総務部長は、入札を無効とする。また、その旨を公正取引委員会に通知する。
- カ 談合の事実が確認できない場合の対応
- 落札者と契約することを決定するものとする。
- キ 総務部長は、その経過について公正取引委員会に通知する。この場合において、併せて誓約書の写し及び入札価格調書の写しを送付する。
- ③指名替えを行う場合は、当初指名された者については、指名を取り消し、当初指名された者以外の者を新たに指名するものとする。
- 2 入札執行後に情報を把握した場合
- ＜1＞ 契約締結以前の場合
- (1) 調査の必要性の検討等
- ア 調査に値する場合
- 委員会が調査に値すると認めた場合は、総務部長は契約(仮契約を含む。以下＜1＞において同じ。)締結を留保するとともに、(2)以下の措置を取る。
- イ 調査に値しない場合
- 委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、総務部長は、入札参加者から誓約書(様式第2号の2)を提出させた上、落札者と契約を締結する。
- (2) 公正取引委員会への通報
- 総務部長は、(1)において調査に値すると認められた情報について、公正取引委員会へ通報する。この場合、併せて入札価格調書(開札調書)の写しを送付する。
- (3) 事情聴取
- 事務局及び総務部長は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行う。
- 総務部長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書(様式第3号)を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。
- (4) 委員会に対する報告
- 総務部長は、事情聴取終了後、その結果を委員会へ報告する。
- 委員会は、事務局及び総務部長の事情聴取結果に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。
- (5) 談合の事実があったと認められる場合の対応
- 委員会が談合の事実があったと認めた場合には、入札を無効とする。また、その旨を公正取引委員会に通知する。
- (6) 談合の事実があったと認められない場合の対応
- 委員会が談合の事実があったと認めた場合以外の場合には、総務部長は、入札参加者から誓約書(様式第2号の2)を提出させた上、落札者と契約を締結する。
- この場合、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付する。
- ＜2＞ 契約締結以後の場合
- (1) 調査の必要性の検討等
- 委員会が調査に値すると認めた場合は、(2)以下の措置を取る。
- (2) 公正取引委員会への通報
- 総務部長は、(1)において調査に値すると認められた情報について、公正取引委員会へ通報する。この場合、併せて入札価格調書(開札調書)の写しを送付する。
- (3) 事情聴取

事務局及び総務部長は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行う。

総務部長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書（様式第3号）を作成し、当該書面の写しを、公正取引委員会へ送付する。

(4) 委員会に対する報告

総務部長は、事情聴取終了後、その結果を委員会へ報告する。

委員会は、事情聴取結果に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

(5) 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会が、談合の事実があったと認めた場合には、総務部長は、委員会に諮り、契約を解除するか否かを決定する。

工事担当部長は、契約を解除した場合には、当該工事請負契約約款に基づき精算手続を行うとともに、違約金の徴収の措置を取る。

工事担当部長は、契約を解除しない場合は、工事を続行・完成させるとともに、損害賠償請求等必要な措置を取る。

工事担当部長は、これらの場合の措置について、公正取引委員会に通知する。

第3 準用

このマニュアルは、入札に付そうとし、又は入札に付した物品購入、設計、調査等町が発注して行う工事以外の契約に関し入札談合に関する情報があった場合の対応について、準用するものとする。

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日	
情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
発 注 機 関	
入札（予定）日時	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	
情 報 受 信 者	
情 報 手 段	
情 報 内 容	
問 合 せ 先	TEL

備考 情報内容の聴取にあたっては、可能な限り、次に掲げる事項について確認すること。

- 1 落札予定業者名
- 2 落札予定金額
- 3 話合いに関与した業者名
- 4 話合いの日時、場所及び方法
- 5 話合いの内容
- 6 情報を知った経緯

誓 約 書

平成 年 月 日

岐南町長

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代 理 人 氏 名

今般の 工事の 入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 の規定に違反する行為は行っていないことを誓約します。

また、この誓約書の写が、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

誓 約 書

平成 年 月 日

岐南町長

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代 理 人 氏 名

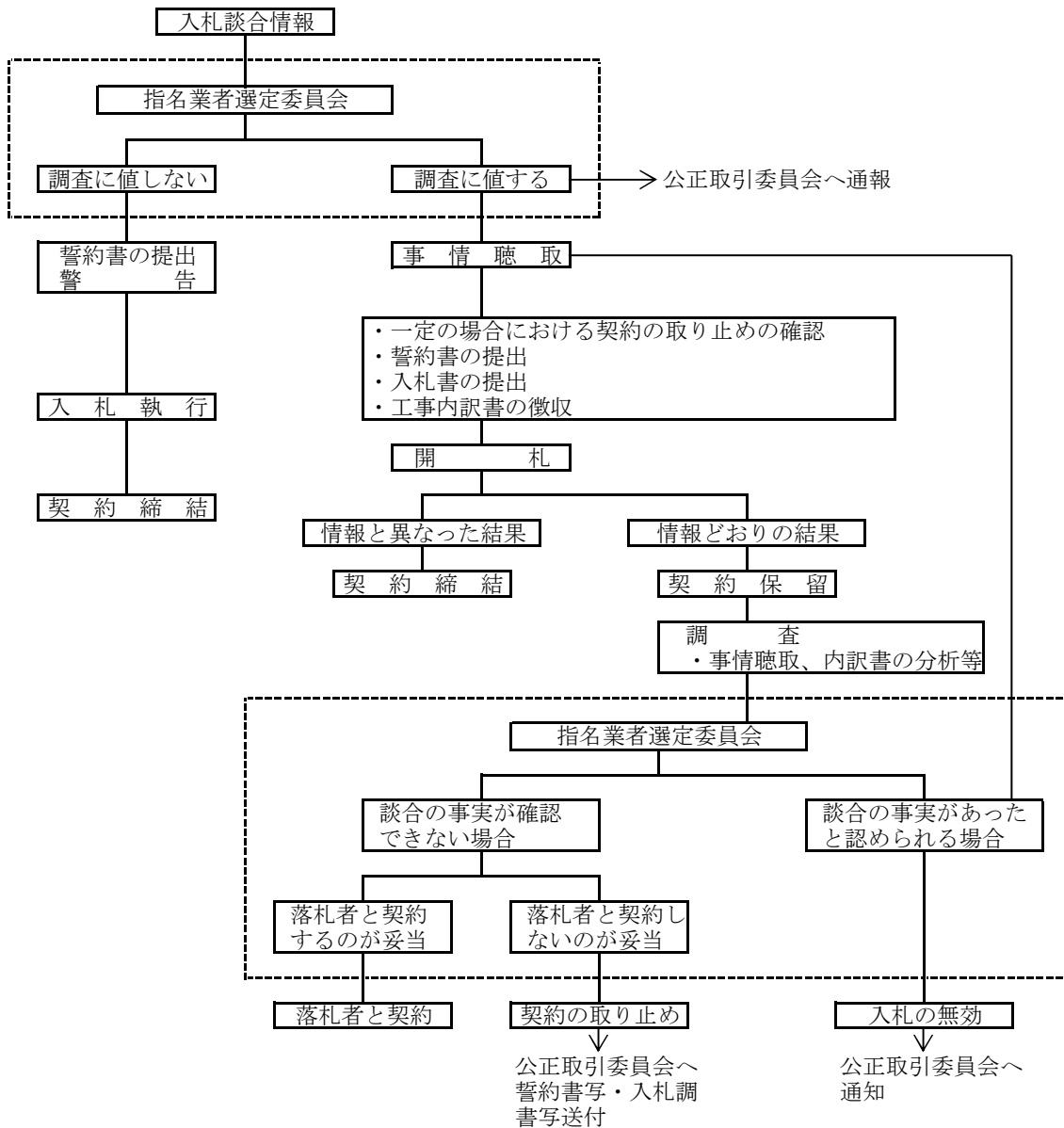
今般の 工事の 入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 の規定に違反する行為は行っていないことを誓約します。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は刑法第 96 条の 3 の規定に違反した行為があったと認められるときは、工事請負契約約款第 47 条第 1 項第 6 号の規定により契約を解除されても異議はありません。

また、この誓約書の写が、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

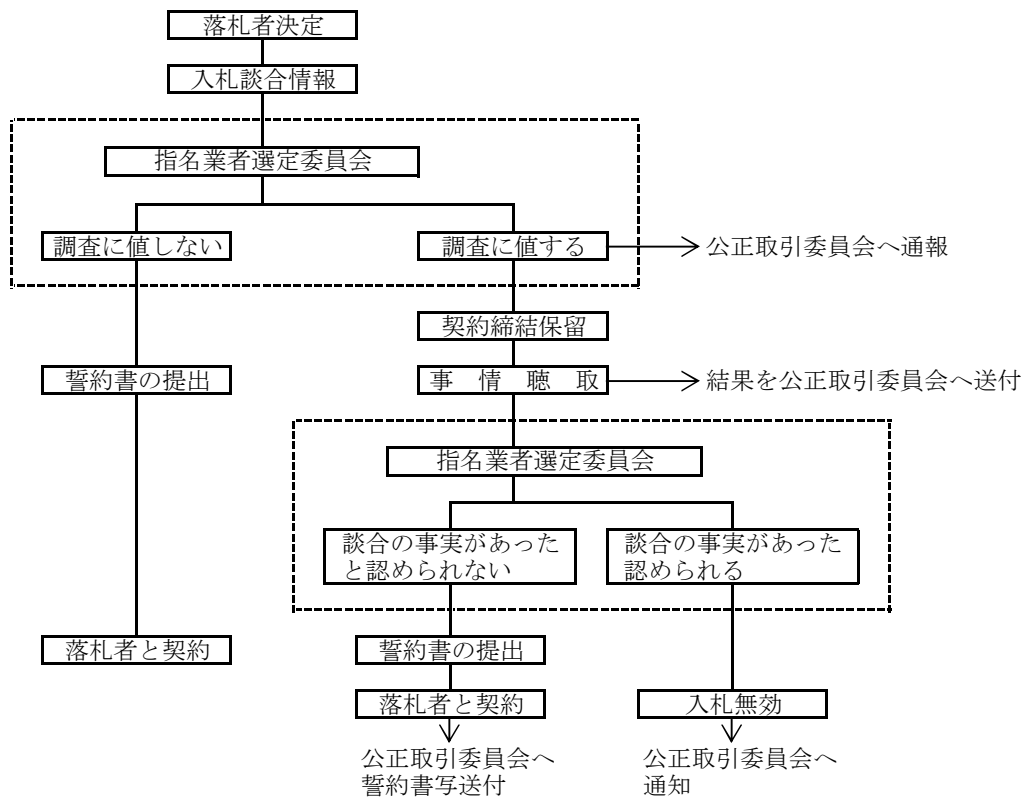
談合情報対応フロー図 1

[入札執行前に情報を把握した場合]



談合情報対応フロー図 2

[入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以前の場合）]



談 合 情 報 対 応 フ ロ ー 図 3

[入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以後の場合）]

